

平成25年11月定例会 総務委員会（事前）

平成25年11月26日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。（15時21分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第18号 当せん金付証券の販売について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告

【報告事項】

- 職員給与について
- 大規模災害時公金安定供給アクションプランの策定について（資料④⑤）

八幡経営戦略部長

それでは、11月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配布の平成25年11月徳島県議会定例会提出予定議案、一枚物により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案20件及び報告3件でございます。

その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第16号までの14件、その他の議案が第17号から第20号までの4件、そのうちの第19号及び第20号が公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

それでは、議案の順序に従いまして順次、御説明いたします。

まず、予算案につきましてはお手元に御配布の、平成25年度11月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、平成26年4月からの消費税率引き上げをはじめ、県民生活に直結する課題に先手を打つ施策を展開するため、次の3つの視点に立って必要な施策を盛り込み編成いたしました。

1つめは（1）に記載のとおり、「安全・安心対策の推進」として、県民の暮らしに関

する不安解消のための周知啓発や、生活資金の貸付制度の拡充などに取り組みます。

2つめの（2）は、「経済・雇用対策の推進」として、県内中小企業の経営や雇用を支えるため、資金繰り支援や専門家派遣などに取り組みます。

3つめの（3）は、「宝の島・とくしまの実現」として、関西での開催が決定した生涯スポーツの国際総合競技大会ワールドマスターズゲームズ2021年大会の開催準備に取り組みます。

また、補正予算の規模といたしましては、3の11月補正予算規模にお示ししておりますとおりの、一般会計で、4,150万円、特別会計で、2,100万円、合計では、6,250万円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり繰入金及び繰越金となっております。

また、歳出につきましては、総務費、民生費、商工費、土木費及び警察費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして御説明申し上げます。

第3号の条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、徳島県固定資産評価審議会の委員の定数を条例で定めるものであります。

第4号の条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を条例で定めるものであります。

第5号の条例改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職者の募集及び認定の制度が導入されたこと等にかんがみ、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずるものであります。

第6号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことにかんがみ、行政財産の使用料に係る延滞金の割合に特例を設けるものであります。

第7号の条例改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことにかんがみ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手等に対する暴力的行為を、性別による権利侵害として禁止される行為に追加するものであります。

第8号の条例改正につきましては、障害者の人権に対する一層の配慮の必要性にかんがみ、徳島県障害者施策推進協議会設置条例等における障害に関する用語の表記を改めるものであります。

第9号の条例改正につきましては、旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止するものであります。

第10号の条例改正につきましては、国土利用計画法の一部改正に伴い、徳島県土地利用

審査会の委員の定数を条例で定めるものであります。

第11号の条例改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことにかんがみ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち一定の要件を満たすものについて、県営住宅の入居者資格を緩和するものであります。

第12号の条例改正につきましては、社会教育法の一部改正に伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正するものであります。

第13号の条例改正につきましては、管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性にかんがみ、吉野川警察署及び阿波警察署の管轄区域並びに美馬警察署及びつるぎ警察署の管轄区域をそれぞれ統合するとともに、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるものであります。

第14号の条例改正につきましては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、徳島県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を条例で定めるものであります。

第15号の条例改正につきましては、徳島県自動車運転免許試験場を板野郡松茂町に新設することに伴い、使用料の額を改めるものであります。

第16号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことにかんがみ、工業用水の料金に係る延滞金の割合に特例を設けるものであります。

第17号の工事請負契約につきましては、契約金額が、18億6,840万円、契約の相手方は、川田工業、アルス製作所、大久保産業、道路改築工事出合大橋上部工事共同企業体となっております。

第18号の当せん金付証票の発売につきましては、平成26年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

第19号及び第20号は、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであり、2件で、いずれも家屋明け渡しや損害金の支払いを求めるものであります。

報告第2号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、7件で、合計金額は、392万7,149円となっております。

報告第3号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、4件で、合計金額は、44万円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料によりまして、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、条例案3件、その他の議案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

まず、その他の議案等についてでございます。

1ページから3ページに記載しております、（1）条例案が3件、4ページに記載しております（2）当せん金付証票の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

5ページを御覧ください。

（3）専決処分報告についてでございますが、ア、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、3件で、合計224万2,533円でございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際1点御報告申し上げます。

職員の給与についてでございます。

本県では、平成20年1月以降、厳しい財政状況を踏まえ、職員給与の臨時的削減を実施いたしておりますが、国が、来年度は、国家公務員の臨時的給与削減は行なわず、地方公務員の給与削減も要請しない、との方針を決定したこと、本県の財政構造改革基本方針に定める収支改善が達成できる見通しとなり、財政状況に一定の改善が見られることから、今年度末で職員給与の臨時的削減を終了する方向で関係団体との調整がととのいましたので御報告申し上げます。

また、知事等特別職の給料の減額措置につきましては、知事は来年度においても現行と同じ率で引き続き実施し、副知事、政策監等は、カット率を緩和の上引き続き実施したいと考えており、具体的なカット率等がまとまり次第、関係議案を速やかに調製し、代表質問の日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

床桜会計管理者

出納局から1点、御報告させていただきます。

お手元の資料1、大規模災害時公金安定供給アクションプランを御覧いただきたいと思っております。

アクションプラン本体はお配りいたしておりますが、一枚紙に概要を取りまとめておりますので、これに基づきまして御説明させていただきます。

なお、大規模災害時の公金安定供給のあり方につきましては、総務委員会におきましても種々御意見、御指導をいただいているところでございます。そうした御論議を踏まえて策定いたしましたところでございます。

まず、策定の趣旨でございますが、近い将来必ず起きるとされる南海トラフの巨大地震に備えまして、大規模な災害が発生した場合においても、円滑な出納業務を遂行し、安定的な公金の供給を行うため、公金の支払処理に必須の財務会計システムをはじめとする会計処理の災害対応力の強化を図るものでございます。

なお、このプランにおいては、本年6月に、BCPに見識の深い大学教授のほか、金融や情報通信の専門家などをメンバーとする大規模災害時公金安定供給検討委員会を設置し、検討を重ねてまいったところでございます。

次に、アクションプランの概要でございますけれども、「Ⅰ 現状と想定」にありますように、市町村や民間企業、個人等への支払処理額は、年間約5,000億円にのぼり、この支払の中には、公共工事の代金や生活保護費、中小企業や学生等への貸付金など、企業活動や県民生活に直接影響するものが多く含まれております。

このため、南海トラフの巨大地震により財務会計システムがダウンし、県からの支払が停止した場合、県民生活や災害復旧等の活動に大きな支障が生じるといったいわゆる経済的二次被害の発生を防止するためにも、公金の安定供給機能を確保する必要があります。

次に、「Ⅱ 課題と対策」でございますが、まず、財務会計システムの災害対応力の強化では、財務会計システムのバックアップセンターを西部総合県民局美馬庁舎に設置することとし、10月上旬から試験運用を行っているところであり、実証実験を重ね新年度から本格運用ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

また、災害時に出勤困難者が多くなり、業務要員が不足することに備える「災害時テレワーク」については、職員の自宅から美馬庁舎のバックアップセンターへの接続が正常に行えるか、複数のセキュリティー対策技術を使って、混乱が予想される災害時においても安全かつ円滑に業務が行えるかなどについて、去る10月17日に第1回目の実証実験を実施いたしました。

この結果、技術的には問題のないことを確認しており、今後、設定条件を変更し、複数回の実証実験を行い、できるだけ早期の本格展開に繋げてまいりたいと考えております。

また、災害時に備えまして、県と金融機関の間で情報共有の強化や共同訓練を実施するとともに、想定外の津波により、県庁本庁舎1階の執務室が浸水等の被害により、業務継続が困難な場合に備え、本庁舎の高層階に代替スペースを確保することといたしております。さらに、こうした取り組みによっても、財務会計システムを使用できない期間が長期化するなど最悪の場合を想定し、手書き処理マニュアルの整備や研修なども行うこととしております。

南海トラフの巨大地震はいつ起きてもおかしくないとの危機意識を常にもって、このアクションプランに基づき、今後とも、県議会の皆さま方の御意見を踏まえつつ、大規模災害時における公金の供給機能のいっそうの強化に向けて、全力で取り組んでまいりたいと

考えております。

出納局からの報告は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大西委員

今、御説明をいただいた早期退職者の募集及び認定制度の導入についてお聞きします。

これにつきましては、この間ちょっとお聞きをしましたが、人事委員会規則で定める年齢以上を対象とした制度、今までよりも早期退職を募集する年齢が拡大されるんではないか。何歳から何歳に拡大されるのか、ちょっと教えていただきたい。

小笠人事課長

早期退職募集制度の適用となる職員の年齢ということでございます。委員から今お話がございましたとおり、具体的には人事委員会規則で定めるということになっておりますけれども、現案といたしましては、定年から15歳を減じた年齢以上の職員ということで、一般職員の場合、定年が60歳になってございますので、45歳以上の職員を対象として早期退職募集制度というのでできるということでございます。

今は早期退職募集制度っていうのはございません。勸奨退職という制度はございます。それから比べると若返るということになっております。

大西委員

いわゆる勸奨退職と比べて何年ですか。

小笠人事課長

10年です。

大西委員

マイナス10年ですか。はい、わかりました。現在は勸奨退職制度、制度じゃなくていわゆる肩たたきっていう定年がマイナス10年で、50歳以上の方が県の担当者からトントンされて辞めますかという制度、そういうことになっていると思います。それが、早期退職者の募集制度が導入されて、それによると定年から15歳マイナスで45歳。45歳以上の方については早期退職ができますよと、こういう制度を取り入れるということですね。

県職員の方全部が対象だと思うんですけど、これは国でも実施され、47都道府県でも全

部実施されるものでしょうか。

小笠人事課長

まず国の動きでございますけれども、国につきましては、今年度からこの制度を運用しております。

それから全国の状況ということで御質問をいただいております。全国の状況を見ますと、既に導入済みの団体が鳥取県と大分県となっております。それから導入予定の団体が本県を含めまして10団体でございます。それから検討中の団体が26団体でございます。あと、導入しないという団体が9団体と伺っております。検討中というのは、地方公務員の場合は退職が年度末退職となっておりますので、本県で言うところの11月議会、あるいは2月議会での提案というのを視野に入れながら検討しているものと思っております。以上でございます。

大西委員

あんまり詳しくお聞きするつもりはなかったんですけど、ちょっと今のお話を聞いて、47都道府県ですか、それとも市町村入れて全部ということですかね。47都道府県で、この制度をしないと決めているというのが9団体あるということなんですけど、しないということが可能なんです。多分、国が率先して、こういう制度をやりなさい、国もやるから地方もやりなさいと、こういうことだと思うんです。けれども「しない」という団体があるということは、「しない」ということがいいと思っているからしないんでしょうね。

「しない」ということも可能で、国から何もペナルティーがないと。自分で決めなさいよということになるんだろうと思うんですが、徳島県は予定の10団体の中に入っておって、この議会で全部導入すれば12団体、47のうち12がこの制度を導入するということになるんですけども、徳島県としてはなぜこの制度を導入されたんですか。簡潔で結構ですから説明していただけますか。

小笠人事課長

まず導入しない理由はそれぞれあるわけですけども、人事管理上のデメリットが大きいとか、あるいは既に早期退職募集制度と同様の制度を設けているということで導入しないというのが9団体と伺っております。

それから本県が導入する理由でございますけれども、まず本県における職員の年齢構成でございますけれども、44歳から46歳というのがピークになってございます。特に40代から50代前半の年齢層で職員の数が多いという傾向がございます。逆に言えば、39歳以下の年齢層の職員が極端に少ないという、いびつな年齢構成になっているということで、この年齢別構成の適正化というのは、喫緊の、急いで解決すべき課題であると認識するのが1点でございます。

それから2点目でございますけれども、先ほど大西委員からお話ございました勸奨退職

制度というのを本県は設けてございます。肩たたきというお話もございました。現実に勸奨というのは肩たたきでございますけれども、運用といたしましては、辞めたい人ということで、いわゆる手を挙げてもらうという形で運用しているということです。実態としては、年齢が若返るといことがございますけれども、制度面では変わらないということでございます。

それと3点目、最後でございますけれども、昨年退職手当の普及水準の引き下げ、これを11月議会の閉会日に提案させていただきました。当時402万円の引き下げということで、可決していただいたわけですが、その時の官民格差402万6,000円というのが、実は民間での早期退職者に対する上乘せ分、これも含めての差があるということで引き下げたということでございます。その格差に含まれている分について、今回解消を図るという趣旨もありまして、以上3点の理由によりまして本県としては、この早期退職募集制度を導入するというということで提案させていただいている次第でございます。

#### 大西委員

よくわかりました。先ほど説明がありましたけど、年度末にこの制度を導入して、次の年度からということを考えている団体が多いんじゃないかと言われてましたけれども、徳島県としては、この制度を導入して、いつから早期退職者の募集及び認定の制度を実際に開始されていくのか。それから先ほどの御説明に、44歳から46歳が年齢構成のピーク、一番多い。さらに40代から50代が非常に多いということで、頭でっかちというか、いびつな構造なので、それも考えると、45歳以上の早期退職者を募集することは意味があるんですよという御説明でございました。この制度の導入によって、退職者がどれくらい増える見込みなのか、さらにはそれによって退職金が増えるわけですね。それに対応する措置についてはどういう御説明をしていただけるのか、よろしくお願いします。

#### 小笠人事課長

まず1点目でございますけれども、いつからという御質問でございます。この条例を提案させていただいて可決していただきましたら、交付の日からということで、今年度から適用をさせていただきたいと考えてございます。

それから、いわゆるどの程度の職員がこの制度に乗っかってくるかというお話でございました。正直申しまして、本県において制度を導入して、直ちに手を挙げる職員というのはあまりいないんじゃないかなと思っております。と申しますのは、既に国でこの制度を導入したという話を先ほどさせていただいたんですけど、国でも、この制度に乗っかる職員というのは、ほとんどいなかったと伺っております。特に45歳から退職するとなると、次の仕事が必要になってこようかと思えます。次の仕事が見つかっている方とか、ヘッドハンティングされた方とかそういった方が制度に乗っかってくる。あるいは家庭の事情でどうしても辞めざるを得ない方っていうのは出てこようかと思えますけれども、従来からの退職者に比べて大きくは変わらないんじゃないかと想定しております。

退職金につきましても、1年につき3%の上乗せをするという制度となっております。15年早く辞めれば最大45%上乗せをされるという制度になってございます。

#### 大西委員

やってみなければ分からないというお答えでしたが、退職金ですから、もし従来よりたくさんの方が退職を希望したら、それはそれで補正予算を組んだらいいとは思いますが。国がそうだったから徳島県も手を挙げないんじゃないかと予想をされておられるということですが、そうすると先ほどの説明と矛盾します。年齢構成のピークである44歳から46歳の方々が少しずつでも早めに退職してくれたら、いびつな構造が少しずつでも直るのではないかとことを含めて、さっき説明されていたと私は思うんですけどね。制度を作って、早期退職は可能ですよと窓口は開いたにしても、とにかく手を挙げてくださいということだったら、本当に個人の事情以外では手を挙げないのではないかと思いますし、個人の事情で辞めなければいけないという状況になっても、しがみついて辞めないほうがいいんじゃないかという人も出てくるのではなかろうかと思えます。

先ほど御説明されたような趣旨で制度を導入されるんだしたら、これと合わせて、何らかの人事課としての対応を考えることも必要なんではないかという感想は持ちます。まだ制度を導入したわけではないので、推移を見るということで同意したいと思えますけれども、制度だけでは、なかなか難しいかなとは思っています。

それからもう一点。先週、国の税収が、国からしたら喜ばしいことなんでしょうけど、2兆円上振れっていう記事が出ました。2013年度の国の一般会計税収が、今年1月時点の見積もりより2兆円程度上振れし、45兆円台になる見通しであると。法人税収が、想定を上回る見込みとなったということで、税収の上振れ分を12月中旬に編成する補正予算に充てるという記事でございました。

国の税収が2兆円ですから微増なのかもしれませんが、それでも増収するということなんですけど、これ徳島県ではどうなるのかなあと。国がそういう見通しで計算しているんですけど、徳島県の場合はやはり同じように増収見通しなのか。それとも徳島県は関係ありませんよ、まだまだ景気がよくなるので、まだ減る見通しですとか。そういう今年度の税収の見通しがどうなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

#### 川真田税務課長

委員から、25年度の国税収入が2兆円ほど上振れするというので、県税収入がどうなのかという御質問でございます。御指摘のとおり新聞報道によりますと景気の回復傾向が続き、法人税収の増など国の税収が当初見込みより2兆円ほど増えるとの報道でございます。

本県の法人2税の約7割を占めます3月決算法人につきましては、平成26年3月の確定申告の収入が、国は25年度の収入になるのに対して、都道府県は26年度の収入になるという相違点がございます。平成25年度の県税収入につきましては、10月末現在の収入の累計

が、対前年度 100.5 % ということで、ほぼ前年度並みで推移しております。それで、11月以降3月決算法人の中間申告、あるいは9月以降に決算を迎える法人の確定申告等不確定要素が多い税目もございまして、現時点では、3月末時点の税収見込みというのは行えておりません。今後は、適宜主要な法人に対して聞き取り調査を行うなど精査を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

木南委員

予算の概要なんですが、ここに宝の島・徳島の実現、ワールドマスターズゲームズ2021の開催の準備ということで、これは経営戦略部関係の委員会でございますので予算明細がないわけですけど。もしかしたら予算要求の際、どんなことをするといった記憶があればお聞かせいただきたい。

坂本財政課長

ワールドマスターズゲームズ2021の開催準備事業としまして、100万円予算を計上させていただいているところでございます。中身としましては、ワールドマスターズゲームズ2021の開催に向けた準備委員会が立ち上がりまして、その準備委員会に対する運営費の負担金ということで、関西広域連合でこちらの大会に賛同している自治体で100万円ずつ負担をするという内容になっております。以上でございます。

木南委員

これは県の独自の事業じゃなくて、関西広域連合の事業ということで「宝の島・徳島」なんですか。

坂本財政課長

本県独自というわけではないんですけども、位置付けとしては「宝の島・徳島」というところで今後取り組んでいきたいということで、この部分にさせていただいております。

木南委員

ワールドマスターズの大会と言えども、かなり選手レベルが高いと思いますのでいろんなことが想定されると思います。関西のどこが集めたん。政策創造部か。関西広域だったらちゃんとするわけね、まあ頑張るって。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（15時55分）